

年金生活者支援給付金の令和2年度における簡易な請求書（はがき型）の 送付件数等について

- 年金生活者支援給付金については、市町村から提供される前年の所得情報及び課税情報に基づき、毎年度、支給要件に該当しているかどうかを判定し、支給決定を行っています。令和2年度の支給判定の結果は、令和2年8月分（令和2年10月支払分）から令和3年9月分（令和3年10月支払分）まで反映されます。

【新規支給対象者に対する簡易な請求書（はがき型）の送付】

- 老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、所得額が前年より低下したこと等により、令和2年度に新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方（約58万人）には、令和2年10月13日から、順次、日本年金機構から簡易な給付金請求書（はがき型）をお送りしています。

【既に給付金を受給されている方について】

- 既に給付金を受給されている方のうち、引き続き支給要件に該当する方（約716万人）については、新たな手続きを要することなく、10月支払分以降も、給付金を継続して支給いたします。
- また、給付金を受給していた方のうち、要件判定の結果、10月支払分から、所得額の変動によって支給額が変更となる方（約70万人）や世帯構成の変更や所得額の増加によって不該当となる方（約34万人）については、10月7日に支給金額変更通知書又は不該当通知書をお送りしました。

※ 令和3年度以降は、各年度の支給判定の結果は、10月分（12月支払分）から翌年9月分（翌年10月支払分）まで反映されることとなります。